

戸田市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月2日

戸田市長 菅原文仁

戸田市規則第42号

戸田市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

戸田市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則（令和5年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第1条の2第1項」を「第1条の8第1項」に改め、同条第1号ア中「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改める。

第4条中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の6第1項」を「第5条の16第1項」に、「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に改める。

第5条中「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改める。

第6条中「第5条の8」を「第5条の18」に改める。

第7条中「第5条の9」を「第5条の19」に改める。

第8条中「第5条の10第1項第2号」を「第5条の20第1項第2号」に、「第1条の6」を「第1条の12」に、「第1条の8」を「第1条の14」に、「第1条の11」を「第1条の17」に改める。

第9条中「第5条の10第2項」を「第5条の20第2項」に改める。

第2号様式中「第5条の4」を「第5条の14」に、「第5条の6第2項又は第5条の7第2項」を「第5条の16第2項又は第5条の17第2項」に改める。

第3号様式及び第4号様式中「第5条の8」を「第5条の18」に改める。

第5号様式中「第5条の9」を「第5条の19」に、「第5条の10」を「第5条の20」に改める。

第6号様式中「第5条の9」を「第5条の19」に改める。

第8号様式中「第5条の10第1項」を「第5条の20第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第4号様式及び第6号様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。